

台風接近による警報が発令された場合

大阪府内に「暴風警報」・「暴風特別警報」「大雨危険警報」・「大雨特別警報」
が発令されている場合

午前7時現在 ⇒ 午前中の訓練は休校

午前10時現在 ⇒ 午後の訓練は休校

訓練中に発令 ⇒ 以降の訓練は休校

○注意点

・近年は多くの交通機関が事前に運休を発表するなどしており、交通途絶で通所が不可能な場合はやむを得ない理由による欠席となります。(証明書類の提出は必要です。)

しかし、十分な確認を怠り思い込みや運休情報の誤認より途絶が発生していないも関わらず欠席した場合は、やむを得ない理由とは認められません。